手引き（追加申請編：工事）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
建設工事入札参加資格申請の手引き
（追加申請編）

【令和７・８年度追加申請用】

令和７年３月１３日版

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

【共通編問合せ先、及び、島根県問い合わせ先】
〒690-8501　島根県松江市殿町８番地
島根県土木部土木総務課　建設産業対策室
TEL：0852-22-6429　FAX：0852-22-5782

【システム操作に関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通
TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

目　次

　　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．申請の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．申請の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．認定要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．島根県に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種別について・・・・・・・・2
５．審査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
６．資格の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
７．添付書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
８．添付書類の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
９．問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

はじめに

　この手引きは、島根県と県内１６市町が共同開発、共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和７・８年度建設工事入札参加資格申請において、島根県への申請に必要な資格、島根県に申請できる工事の種別、島根県の個別審査に必要となる個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】
・「建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）」
　（以下、「手引き（操作マニュアル編：工事）」という。）
・「建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報編）」
　（以下、「手引き（個別情報編：工事）」という。）

１．申請の方法

（１）資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムポータルサイト）へ追加内容を入力し、申請完了まで行う。
（２）追加内容に合わせて、必要書類を個別審査団体へ送付する。

２．申請の期間

１回目：令和７年４月１７日（木）から令和７年４月２７日（日）【認定日：５月下旬】

２回目：令和７年７月３１日（木）から令和７年８月１０日（日）【認定日：９月下旬】

３回目：令和８年１月１５日（木）から令和８年１月２５日（日）【認定日：３月下旬】

４回目：令和８年７月３１日（金）から令和８年８月１０日（月）【認定日：９月下旬】

【注意】システム稼働時間は、上記期間内の自治体**開庁日**８時～２３時のみとなります。したがって、土日・祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。
システム操作方法は追加申請マニュアル(工事編)を必ず確認してください。

３．認定要件について

次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

① 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事は土木一式工事に、法面処理工事はとび土工コンクリート工事に、鋼橋上部工事は鋼構造物工事に含まれます。）について、建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づく許可を受けている者。
② 認定時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けている者。
③ 申請しようとする業種について、経営事項審査結果における年間平均完成工事高を有する者。または、審査基準日以降に施工実績が有ることが証明できる者。

④ 島根県における県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の未納の徴収金がない者。
⑤ 消費税及び地方消費税の未納の税額がない者。
⑥ 加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者。
⑦ アスファルト舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、アスファルトフィニッシャーを保有している者（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）で、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用している者。
⑧ 法面処理工事の入札参加資格の認定を受けようとする者にあっては、種子吹付機、モルタル吹付機、鉄筋挿入機械（削孔機械）並びにグランドアンカー施工機械（削孔機械）のいずれかを保有していること（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む)

なお、申請資格に関する重要な事実について**虚偽申請を行った者**については、認定後であっても**入札参加資格を取り消し**ます。
また、島根県から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

４．島根県に申請（入札参加資格を希望）できる工事の種別について

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成１３年３月３０日島根県告示第２７３号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、建設業許可の許可業種（建設工事の種類）毎に行い、当該認定により競争入札に参加することができる工事種別は、以下の表のとおりとなるため、許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ毎に、入札参加資格を希望することとなります。
但し、**建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種（建設工事の種類）については希望することはできません。**

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には追加申請マニュアル(工事編)を確認のうえ慎重に行ってください。
また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する工事の選択が必須となります。
※希望の選択がされていない工種については、認定されませんのでご注意ください。
なお、島根県が定める発注工事種別の詳しい内容（工事内容の例等）については、別途定める「**入札参加資格を認定する許可業種（建設工事の種類）と発注工事種別について**」をご確認のうえ入札参加資格の希望に漏れが無いよう注意してください。

【認定する許可業種（建設工事の種類）と島根県が定める発注工事種別の組み合わせ表】

工　事　種　別	認定を受けた建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) しゅんせつ工事(しゅ) 解体工事（解)
アスファルト舗装工事	舗装工事(舗)

特殊舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事 （建築物）	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 消防施設工事(消)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
維持修繕工事	土木一式工事(土) 舗装工事(舗) 電気工事(電) とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗) 鋼構造物工事（鋼） 解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(具) 清掃施設工事(清) 解体工事（解）
管工事 （建築物以外）	管工事（管） 水道施設工事（水）
電気工事	電気工事（電） 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通）

（注１）　建設工事は、この表の左欄に掲げる工事種別ごとに発注される。この場合、競争入札に参加することができるのは、同表右欄に掲げる建設工事の種類の認定を受けた者が同表左欄に掲げる工事種別への入札参加を希望する場合とする。

（注２）　下表左欄の工事種別の入札参加資格申請には、「３．申請資格について」に併せて工事実績、機械保有等、下表右欄の条件が必要となります。

プレストレストコンクリート構造物	土木一式とは別に「プレストレストコンクリート（構造物）」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
法面処理	法面施工に用いる施工機械のいずれかを保有していることが必要。（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。） とび土工コンクリートとは別に「法面処理」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
鋼橋上部	鋼構造物とは別に「鋼橋上部」としての経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績がある旨の証明が必要。
舗装工事及び舗装に関する維持修繕工事	アスファルトフィニッシャーを保有しており（継続的なリース契約等により確実に調達されていると認められる場合を含む。）、そのオペレーター及び舗装施工管理技術者を常時雇用していることが必要。 舗装工事の経営事項審査結果における年間平均完成工事高、または、審査基準日以降に施工実績は有しているが、アスファルトフィニッシャーの保有等の条件を満たさない者については、特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することが出来る。

※特殊舗装　＝　橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグランド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない 舗装工事。

５．審査結果について

認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。（書面による認定通知書は作成しません。）

また、認定を行わなかった場合は、理由を附してその旨、別途通知します。

６．資格の有効期間

認定日から令和９年３月３１日までです。

７．添付書類の提出について

システムから書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。

島根県の個別審査に必要な個別添付書類については、下表のとおりとなりますので提出漏れの無いよう確認のうえ持参又は、郵便若しくは信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

	追加申請内容	必要書類
1	希望工種の追加	・個別添付書類送付票 ・入力内容確認画面を印刷したもの ・直近の経営事項審査結果通知 ・実績証明書（経営事項審査の完成工事高が「０」の業種を申請する場合） ・有資格技術者確認書類（格付けのある業種を申請する場合） ・特別点に関する書類（格付けのある業種を初めて申請する場合） ・舗装又は法面の技術者及び機械に関する書類（舗装工事又は法面処理工事を申請する場合）
2	委任先営業所の追加	・個別添付書類送付票 ・入力内容確認画面を印刷したもの ・営業所一覧表（申請する委任先営業所が定期申請時に提出した営業所一覧に未掲載の場合） ・委任先営業所の許可がわかるもの
3	特別点に関する特別措置【雇用の確保（若年者雇用および資格取得）、施工機械の保有状況（法面・舗装）】に該当し、加点を受けようとする場合	・個別添付書類送付票 ・入力内容確認画面を印刷したもの ・若年者雇用に関する書類（雇用確保の項目を申請する場合） ・施工機械に関する書類（施工機械の項目を申請する場合）

８．添付書類の詳細

（１）個別添付書類送付票
- 資格申請システムで申請完了ボタンを押下後、遷移した画面で出力できます。
- 提出する添付書類のチェック欄にチェックを記入して提出してください。

（２）入力内容確認画面を印刷したもの
- 資格申請システムで入力内容確認画面の印刷ボタンを押下すると出力できます。

（３）直近の経営事項審査結果通知
- 申請日直近に受けとった経営事項審査結果通知の写しを提出してください。

（４）実績証明書（様式第３号）
・追加申請する業種について、直近の経営事項審査で完成工事高がない場合に提出が必要となります。
・対象工事は直近の経営事項審査基準日から申請日までに竣工した工事となります。
・証明者は発注者（元請工事の場合）又は元請業者（下請工事の場合）となります。
・「業種名」欄には建設業法に規定する許可の業種を、「工事請負契約金額」欄には消費税及び地方消費税を含まない額を記入し、「竣工の状況」欄には「良」又は「不良」等の状況を記入してください。

（５）有資格技術者確認書類
・格付けがある業種（土木一式、建築一式、舗装（アスファルト舗装工事・維持修繕工事）、とび・土工・コンクリート（法面処理工事））を申請する場合に提出が必要となります。
・1級資格者から順に最大で３名分の資格者証及び健康保険証等を提出してください。
・提出がない場合、総合点数がA級又はB級以上でも一つ下の等級に格付けされます。

（６）特別点に関する書類
・格付けがある業種（土木一式、建築一式、舗装（アスファルト舗装工事・維持修繕工事）、とび・土工・コンクリート（法面処理工事））を初めて申請する者が対象
・特別点項目及び必要書類は手引き（個別編：工事）のP.7以降を確認してください。

（７）舗装又は法面の技術者及び機械に関する書類
・舗装（アスファルト舗装工事・維持修繕工事）又はとび・土工・コンクリート（法面処理工事）を申請する場合に提出が必要となります。
・必要書類及び作成方法は手引き（個別編：工事）のP.19以降を確認してください。

（８）営業所一覧表
・委任先営業を追加する際、定期申請時に提出した営業所一覧に当該営業所が未記載の場合のみ提出してください。

（９）委任先営業所に建設業許可がわかるもの
・建設業許可書の写し又は国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報システム」の必要ページを印刷したものを提出してください。

（１０）若年者雇用に関する書類
・必要書類及び作成方法は手引き（個別編：工事）のP.16以降を確認してください。

（１１）施工機械に関する書類
・必要書類及び作成方法は手引き（個別編：工事）のP.19以降を確認してください。

９．問い合わせ先

〒690-8501　島根県松江市殿町８番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
TEL：0852-22-6429　FAX：0852-22-5782